

## 実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	6	安定した労使関係等の形成を促進すること
	II	集团的労使関係のルールの確立及び普及を図ること
担当部局・課	主管部局・課	政策統括官付労政担当参事官室
	関係部局・課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1	労働組合法及び労働関係調整法に関して、その適正な実施を図るため指導・啓発を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
1 都道府県労政主管課及び労政事務所では、地域の労使関係の実情の把握に努めるとともに、企業経営者、労働者を対象としたセミナー等を適宜開催している。また相談業務も行っており、これらの施策を通じて指導・啓発を行っている。					
2 不当労働行為の救済申立てや労使紛争が生じた場合には、労働組合法及び労働関係調整法に基づき、労働委員会を通じて対応する。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
争議件数 (件数)	1,102	958	884	1,002	-
争議による労働損失日数 (日数)	101,508	35,050	29,101	12,262	-
(備考)					
「労働争議統計調査年報告(厚生労働省大臣官房統計情報部)」による。					
実績目標 2	労働契約承継法やその適切な実施を図るため必要な事項を定めた指針の周知を図ること。				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
労働契約承継法の関連法令、指針等を解説したリーフレットを作成し、都道府県労政事務所等を通じて事業主、労働者等に配布し、その周知広報を図っている。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
法令及び指針の施行状況	-	-	-	-	-
(備考)					
数量的に表すことは困難である。					

## 2. 評価

## (1) 現状分析

## 現状分析

- ・ 労働組合の組織率が低下する中、全国的に影響を及ぼすような集団的労使紛争は減少している。しかし、近年の経済情勢が厳しいこともあり、憲法に規定された団結権や、その目的たる労働者の労働条件の維持・向上を阻害するような紛争は、いまだ全国各地で発生しているところである。
- ・ 内外の経済的環境の変化に伴い、会社分割を活用して事業再構築を図る企業は多く生じているが、これに伴い、労働者の労働条件の変更等に関して法令に違反する取扱いがなされた実例は報告されていない。

## (2) 評価結果

### 政策手段の有効性の評価

- ・ 現状を踏まえると、都道府県において個別的な事情を踏まえて指導・啓発を行い、国においては統一的理解を示すとともに都道府県の施策について一定の助成を行うという方法が、法の理解の促進には有効であると考ええる。
- ・ 平成15年度における会社分割制度の利用企業は660社に上ったが（民間調査会社の調査）、会社分割に伴う労働契約の承継等に関し、手続違反、個別労働紛争は報告されていない。これは、労働契約承継法や、その適切な実施を図るために必要な事項を定めた指針が着実に周知され、遵守されている結果であり、これらの政策が有効であるものと考えられる。

### 政策手段の効率性の評価

- ・ 現状を踏まえると、都道府県においては地域の実情を把握しながら適宜、法についての指導・啓発を行い、国においては労働委員会を通じる等の手段により基本的・統一的な考え方を示すといった役割分担が効率的であると考ええる。
- ・ リーフレットに労働契約承継法等の問合せ先として記載されている労政担当参事官室へ問合せが寄せられているが、これはリーフレットの配布等により、関係者への法令等の周知が効率的に実施されているものと考えられる。

### 総合的な評価

労働者の労働条件の維持・向上は、労使関係を安定させ、社会経済の発展の基礎となるものである。争議行為による損失日数は減少傾向にあること、また、労働契約承継法の関連法令及び指針が、リーフレットの作成・配布を通じた周知広報により、遵守され、適正に運用されていることから、目標の達成に向けて進展があったものと考ええるが、新たな就業形態等への対応など、なお改善の余地がある。

評価結果分類	分析分類
③	②

## 3. 特記事項

なし